

外国人住民の方にも住民票が作成されます

～手続き変更のお知らせ～

「住民基本台帳の一部を改正する法律」の施行に伴い、7月9日から、外国人の方も住民基本台帳の適用対象となります。なお、外国人登録法は廃止となります。

☆外国人住民の方にも住民票が作成されるようになります

・対象者

適法に3か月を超えて在留する外国人の方で住所を有する方が対象です。(観光などの短期滞在者を除く)

(1) 中長期滞在者 (在留カード交付対象者)

(2) 特別永住者

(3) 一時庇護許可者または仮滞在許可者

(4) 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

※上記以外の方や、改正法施行日の在留資格がない方 (外国人登録法における在留期間の記載事項の変更を町に届けていない方を含む) については、住民票を作成する対象者とならないため、住民票が発行出来ない場合があります。必要な方はお早めに所定の手続きをしてください。

☆転出届が必要になります

外国人登録法では転出地での手続きは必要ありませんでしたが、住民基本台帳法改正後は、日本人と同様に転出地の市区町村に転出届をして転出証明書の交付を受け、転入先の市区町村へ転入届をすることになります。

☆入管法が改正され外国人住民の利便性が増します

これまで在留期間の更新などで入国管理局で手続きを行った後、居住地の市区町村でその旨の届出義務がありました。改正後は市町村に届け出る必要がなくなります。

また、在留期間の上限の延長や、再入国許可制度の緩和などが行われます。

☆外国人登録証明書がなくなります

改正後もしばらくは現在の外国人登録証明書は有効ですが、下記のとおり順次切り替えていきます。

- ・特別永住者の方………現在お持ちの外国人登録証明書の有効期限まで有効。切替時に特別永住者証明に切替。
- ・永住者の方………改正後3年以内に入国管理局で手続きを行い、在留カードに切替。
- ・上記以外の方………改正後の在留期間更新時、または在留資格の変更時に在留カードに切替。

問合せ 町民生活課戸籍住民担当 ☎62-1232

ジャンボかぼちゃコンテスト 苗を無料配布します

「第12回ジャンボかぼちゃコンテスト」に向け、ジャンボかぼちゃの苗を無料配付します。

どなたでも参加できますので、ぜひご参加ください。

日時 5月24日(木)午前9時～正午

場所 役場

問合せ 農業委員会(産業観光課内)

☎62-1462



成人式

期日 平成25年1月13日(日)

時間 午前9時受付、10時開会
正午までに終了予定

場所 文化会館ホール

対象 平成4年4月2日～

平成5年4月1日生まれ

問合せ 教育委員会社会教育担当

☎62-4563

※皆野町在住の方に案内状を発送します(10月下旬予定)。また、町外に転出した方で参加を希望する場合は、皆野町教育委員会社会教育担当へご連絡ください。

あんない

ふれあいプール・ホット 無料開放

6月3日(日)「県民スポーツの日」

皆さんお誘い合わせのうえ、ご利用ください。

